（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五十九条　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則（平成十一年農林水産省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び「（押印又は署名）」を削る。

（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則の一部改正）

第六十条　感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成十一年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（輸入検疫証明書の交付）	（輸入検疫証明書の交付）
第十条　（略）	**第十条**　（略）
２　電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して第五条第一項第五条の輸入検査申請書の提出をした者から輸入検疫証明書の交付の請求があったときの当該証明書は、前項の規定にかかわらず、その者が別記様式第二号に記載すべき事項についてその者の使用に係る電子計算機から入力した事項を動物検疫所の使用に係る電子計算機から出力した書面に、家畜防疫官が法第五十五条の規定により制規の検疫を終了したことを証明する旨及び氏名を記載したものとする。	２　電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して第五条第一項第五条の輸入検査申請書の提出をした者から輸入検疫証明書の交付の請求があったときの当該証明書は、前項の規定にかかわらず、その者が別記様式第二号に記載すべき事項についてその者の使用に係る電子計算機から入力した事項を動物検疫所の使用に係る電子計算機から出力した書面に、家畜防疫官が法第五十五条の規定により制規の検疫を終了したことを証明する旨を記載した上、署名及び押印をすることによるものとする。
３　（略）	３　（略）

別記様式第一号及び別記様式第二号中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、記入注意1．を削り、記入注意2．を記入注意1．とし、記入注意3．から記入注意5．までを一つずつ繰り上げる。